

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月21日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 細沼 宗浩
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 164,999,999,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月24日付けで提出した有価証券届出書、2026年3月30日付けで提出した有価証券届出書の訂正届出書及び2026年6月26日付けで提出した有価証券届出書の訂正届出書について、本第三者割当の実行について必要とされる国内外の競争法、国内外の対内直接投資に係る法令等及び、Foreign Subsidies Regulationに基づく必要な手続及び対応が完了し、2026年8月31日に本第三者割当の払込みが行われる見込みとなったことに伴い、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

7 株式併合等の予定の有無及び内容

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しております。

(訂正前)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	366,666,666株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年3月24日付の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年6月26日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当の実施に必要な議案（本第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案を含みます。以下「本第三者割当関連議案」といいます。）、及び当社普通株式122,222,222株を1株に併合し当社の株主を割当予定先のみとする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当関連議案と併せて「本定時株主総会付議案」といいます。）が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることを含む本前提条件（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「関連契約の主要な合意事項」の「(ア) 割当予定先との本株式引受契約」に定義します。）が充足されること（又は放棄されていること）を条件としています。なお、本定時株主総会付議案は、本定時株主総会において、承認されました。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	366,666,666株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年3月24日付の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年6月26日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当の実施に必要な議案（本第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案を含みます。以下「本第三者割当関連議案」といいます。）、及び当社普通株式122,222,222株を1株に併合し当社の株主を割当予定先のみとする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当関連議案と併せて「本定時株主総会付議案」といいます。）が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることを含む本前提条件（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「関連契約の主要な合意事項」の「(ア) 割当予定先との本株式引受契約」に定義します。）が充足されること（又は放棄されていること）を条件としています。なお、本定時株主総会付議案は、本定時株主総会において、承認されました。また、本許認可等（下記「2 株式募集の方法及び条件」の「(2) 募集の条件」に定義します。）については、クリアランスの取得が完了しております。

(後略)

2【株式募集の方法及び条件】

（２）【募集の条件】

（訂正前）

（前略）

- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会において本第三者割当関連議案及び本株式併合に係る議案が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等が得られること等の本前提条件が充足されていること（又は放棄されていること）を条件としています。なお、本定時株主総会付議議案は、本定時株主総会において、承認されました。
- 6 本第三者割当に関して、2026年6月30日（火）から2027年3月31日（水）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、本新株式の発行は、当社及び割当予定先との間で締結した株式引受契約（以下「本株式引受契約」といいます。）に基づき、本第三者割当関連議案及び本株式併合に係る議案の全てが本定時株主総会において承認可決されること並びに本第三者割当の実行に必要となる国内外の競争法、国内外の対内直接投資に係る法令等及びForeign Subsidies Regulationに基づく必要な手続及び対応（以下「本許認可等」といいます。）が完了していること等を本前提条件としているところ、本前提条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

（後略）

（訂正後）

（前略）

- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会において本第三者割当関連議案及び本株式併合に係る議案が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等が得られること等の本前提条件が充足されていること（又は放棄されていること）を条件としています。なお、本定時株主総会付議議案は、本定時株主総会において、承認されました。また、本許認可等については、クリアランスの取得が完了しております。
- 6 本第三者割当に関して、2026年6月30日（火）から2027年3月31日（水）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、本新株式の発行は、当社及び割当予定先との間で締結した株式引受契約（以下「本株式引受契約」といいます。）に基づき、本第三者割当関連議案及び本株式併合に係る議案の全てが本定時株主総会において承認可決されること並びに本第三者割当の実行に必要となる国内外の競争法、国内外の対内直接投資に係る法令等及びForeign Subsidies Regulationに基づく必要な手続及び対応（以下「本許認可等」といいます。）が完了していること等を本前提条件としているところ、本前提条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。なお、本定時株主総会付議議案は、本定時株主総会において承認されました。また、本許認可等についてはクリアランスの取得が完了し、本第三者割当に係る払込みは2026年8月31日に行われる予定です。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

（訂正前）

（2）株式併合の要旨

株式併合の日程

本第三者割当の実行は、本前提条件の充足を条件としています。なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。また、本株式併合は、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定めることについて決議をしております。

（後略）

（訂正後）

（2）株式併合の要旨

株式併合の日程

本第三者割当の実行は、本前提条件の充足を条件としています。なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。また、本株式併合は、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定めることについて決議をしております。

なお、本第三者割当に係る本新株式は2026年8月31日に全て発行される予定であるため、本株式併合効力発生日は2026年9月30日となる予定です。

（後略）

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日（2026年6月26日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月26日に関東財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日（2026年6月26日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月26日に関東財務局長に提出

- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年8月12日に関東財務局長に提出

（後略）

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本訂正届出書提出日（2026年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本訂正届出書提出日（2026年6月26日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本訂正届出書提出日（2026年8月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本訂正届出書提出日（2026年8月21日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。